

よくある質問とその回答



Q1

過去に抽選になった学校はありますか？

A1

過去に抽選になった学校は、次のとおりです。

- ・八幡屋小学校…令和7年度入学（支援学級）、令和8年度入学（支援学級）
- ・南市岡小学校…令和6年度入学（支援学級）
- ・磯路小学校…令和5年度入学
- ・市岡中学校…平成26年度、平成27年度、平成30年度～令和5年度、令和7年度入学
- ・港南中学校…平成29年度、令和6年度入学、令和8年度入学
- ・市岡東中学校…令和7年度入学（支援学級）
- ・市岡東中学校…令和2年度、令和3年度、令和5年度、令和6年度入学、令和8年度入学

Q2

小中一貫校を希望しています。落選した場合、改めて港区の学校を選択できますか？

A2

小中一貫校を選択した場合も、「Q&A 5」同様希望する学校は1校となります。繰上当選とならなかった方は、通学区域への就学となります。

Q3

希望する学校が抽選となったとき、何か理由があれば優先されますか？

A3

希望する小学校に兄や姉が学校選択制により在学しており、弟や妹が同じ学校を希望する場合は、「きょうだい関係」による優先があります。ただし、該当小学校の受入人数が「きょうだい関係」を超える場合は抽選になります。（学校案内4ページ、小学校の抽選における優先をご覧ください。中学校はありません。）

Q4

当選を辞退することはできますか？

A4

当選された方は、私立学校等に入学が決定した場合を除き、**当選を辞退することはできません**。十分にお考えのうえ学校選択は慎重にしてください。

Q5

A学校の校区に住んでいますが、B学校を選択し抽選の結果、当選しなかった場合はどうなりますか？ その後C学校を選択することができますか？

A5

港区では、あらかじめ希望できる学校は1校のみです。落選してからC学校を選択することはできません。落選した場合、補欠順位を決定し登録します。その後、私立学校等の進学や転出により受入可能となった時は、繰上当選でB学校に就学することができます。なお、繰上当選にならなかった場合は、通学区域校への就学となり通知はいたしません。

Q6

A小学校の校区に住んでいますが、隣接するB小学校を学校選択しようと考えています。6年後B小学校を卒業した場合、B小学校の接続中学校へ進学したいのですが、そのまま行くことはできますか？

A6

「選択制」でB小学校に入学した場合、B小学校の通学区域の中学校に進学できるものではありません。A小学校校区の中学校が校区になりますので、再度中学校を選択していただく必要があります。

Q7

A小学校の校区からB小学校の校区に引越しをしたが、「指定校変更」の制度を利用し、A小学校に継続して就学しています。中学校はB小学校の通学区域のC中学校になりますが、A小学校区のD中学校に行きたいです。行けますか？

A7

現在、「指定校変更」によりA小学校に就学されていますので、手続きをすればD中学校に就学は可能です。12月下旬にC中学校の「就学通知書」が届いた後、D中学校に行きたい旨の「指定校変更」の届け出を1月以降にしてください。

Q8

特別支援学級を考えています。通学区域のA小学校ではなく、隣接するB小学校を選択しようと考えていますが、まだどちらの学校にも相談に行っていません。どうしたらいいですか？

A8

まずは、通学区域のA小学校に至急、就学の相談をしてください。(53ページ参照)

Q9

公共交通機関（地下鉄・バス等）を利用して通学することはできますか？

A9

原則は徒歩です。ただし、通学区域外の中学校へ通学する場合は公共交通機関の利用が可能です。事前に学校へ相談してください。(交通費は保護者負担となります)
小学校は通学区域外へ通学する場合で通学距離が長いなど、徒歩によりがたい場合は学校に相談してください。
小・中学校とも自転車の使用は自宅から学校まですべての区間において禁止です。(4ページ参照)

Q10

別の校区から通学する場合、集団登校の対象外になるのですか？
また、各学校が集団登校をしているかどうか教えてください。

A10

通学方法は学校によってことなりますので各学校にお問合わせください。



Q11

学校までの通学路の安全確保についてはどうなりますか？

A11

通学の安全確保については、校区内外を問わず保護者の責任となっています。
小学校については、入学時前に学校を選択することになりますので、選択にあたっては、事前に通学路の確認、特に通学の安全や地域のコミュニティなど関係について十分考慮したうえで選択してください。
なお、通学路について不明な点があれば、各学校にお問い合わせください。

Q12

「希望調査票」の提出期限は10月30日必着となっていますが、提出はいつからすればいいですか？

A12

本冊子が届いた以降は、いつでも提出していただいて結構ですが、必着ですので早めに提出してください。

Q13

「希望調査票」の提出期限（10月30日必着）を過ぎてしまったらどうなりますか？また、希望調査票提出後に希望の変更はできますか？

A13

期限が過ぎて提出されたものは無効となり、通学区域（居住地の校区）の学校を希望されたものとみなします。

希望調査票の提出後の希望校の変更や提出を忘れた方は、**11月13日～19日までの期間中に1回限り変更ができます**。必ず区役所窓口サービス課（住民情報）1階12-②番に来庁し手続きをしてください。**郵送や電話での受付はできません。来庁できない場合はオンラインでの申請を受けつけます。**

（11月11日頃、対象者全員に希望調査結果通知を送付しますので必ず学校名を確認してください。指定校変更等、区役所から電話で連絡があった方は希望した学校ではなく、通学区域の学校になっています。）

Q14

私立・国立小中学校、咲くやこの花・水都国際中学校、特別支援学校（以下「私立学校等」）へ就学を希望している場合は希望調査票をどのように書けばいいですか？

A14

私立学校等を希望する場合であっても、学校選択制希望調査票の◆学校選択制希望欄の該当する番号に○をつけ、通学区域以外の学校を選ぶ場合は希望する港区の学校名をご記入ください。さらに、◆確認事項欄の該当する番号に○をつけてください。

Q15

学校が行う「学校公開・学校説明会」の日程に都合がつかない場合はどうすればいいですか？

A15

各学校にお問い合わせいただき、ご相談ください。

Q16

通学区域校以外の学校を選択し就学が決定したら、その学校に入学のための書類や資料などはいつどこでもらえるのですか？

A16

1月中旬頃から順次行われる各学校の入学説明会で配布されます。
各学校の入学説明会の日程は12月下旬に送付する「就学通知書」に同封しています。
説明会や入学のための書類等については、各学校にお問い合わせください。

Q17

学校選択制で通学区域校以外の学校を選んだ場合、どこの「いきいき」に通えばいいですか？

A17

実際に通学している小学校の「いきいき」に通っていただきます。

ただし、土曜日・長期休業日は、学校選択制で通学区域校以外の学校に通っている場合であっても、通学区域の「いきいき」に通うことができます。詳細については、52ページのいきいき活動室等へお問い合わせください。

Q18

就学時健康診断を選択制で希望しようとしている学校で受けてもいいですか？

A18

健診のお知らせハガキは9月下旬から12月にかけて通学区域校から送ります。

就学時健診ハガキを送付した通学区域校で受けるようにしてください。詳しくは各学校にお問い合わせください。

なお受診後に渡される「就学時健康診断結果票」は大切に保管し、就学先の小学校に提出してください。

Q19

私立・国立・咲くやこの花・水都国際中学校等に入学が決定した場合は、区役所に届出が必要ですか？

A19

私立・国立・咲くやこの花・水都国際中学校等への入学が決定した方は、区役所で手続きが必要です。12月下旬に区役所から発送する「就学通知書」（港区の指定校の記載のある用紙）、私立・国立・咲くやこの花・水都国際中学校等から交付される「入学許可証」、窓口に来られた保護者のご本人が確認できる書類を持参し、できるだけ小学校は2月5日（金）、中学校は2月12日（金）までに、区役所窓口サービス課（住民情報）1階12-②番で手続きをしてください。

なお、特別支援学校に入学が決定した方は、大阪府より区役所に通知が届きますので、区役所での手続きは不要です。特別支援学校名の記載のある就学通知書は、2月上旬に大阪府教育庁より送付される予定です。

Q20

就学通知書はいつ送ってきますか？

A20

12月下旬頃に、郵便で送付します。「就学通知書」は入学式まで大切に保管してください。（入学予定者のための入学説明会のご案内等も同封しています）

子どもが持つ人間関係の「つながり」が学力づくりに影響します

近年になって、子どもたちが持つ人間関係の「つながり」が学力を下支えしていることがわかってきました。家庭や学校・地域における様々な人々との「つながり」が、子どもの学びを支えているのです。（港区制作「港区版 家庭学習の手引き」から）
学校選択にあたっては、地域や学校との「つながり」についても十分、検討してください。

